

世界知的所有権機関拠出金

令和6年度概算要求額 8.5億円（8.1億円）

特許庁総務部国際協力課

事業の内容

事業目的

開発途上国・地域の持続的な経済発展ならびに我が国企業等の当該地域での円滑な経済活動を支援するため、世界知的所有権機関（WIPO）に拠出金を提供することを通じて当該地域における産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）制度の整備をはじめ、産業財産行政の向上を目的としている。

事業概要

知的財産権を所管する国連の専門機関であるWIPOの要請により、1987年度より、日本政府からWIPOへ毎年、任意拠出金を支出している。当該拠出金を基に、WIPOは、特許庁（JPO）との協議の上、WIPOジャパンファンド事業を策定し、JPOの協力の下、開発途上国・地域における産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の制度整備、産業財産行政サービスの向上、産業財産意識の普及啓発等を目的とした途上国協力事業を実施している。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国

拠出金

世界知的所有権機関
(WIPO)

STEP 1 日本国政府は、WIPOへ、開発途上国支援のための拠出金を年度毎に支出。

STEP 2 WIPOは、当該拠出金により創設されたジャパン・トラスト・ファンド（信託基金）を編成。

STEP 3 WIPOとJPOの間で協議し、ジャパン・トラスト・ファンドを利用して実施する途上国協力事業の年度計画を策定。

STEP 4 WIPOは、JPOとの協議の下、年間事業計画に沿って、途上国協力事業を実施。

成果目標

開発途上国等における法制度・運用の整備を進めることで、日本企業が海外で権利取得をする際の手続きを簡素化・効率化することが可能となる国際登録出願手続条約（特許協力条約、国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定及び標章の国際登録に関するマドリッド・プロトコル）へ加盟する国が3ヶ国以上となるよう目指す。